

計量証明書

No. 22DMT00682-000 1/2
発行日 2023年1月24日

株式会社北炭ゼネラルサービス
(北海道苫小牧市あけぼの町1丁目3番3号)

御中 特定計量証明認定番号 N40180-011
特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号
JFEテクノロジー株式会社
〒100-0004 東京都千代田区丸の内1丁目7番1号
JFEテクノロジー株式会社 分析センター 本部
〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町1番1号
TEL 044(322)6612
計量管理者 星野 健二



貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。
ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。

件名 ダイオキシン類測定分析業務
試料採取場所 北海道糖業株式会社 本別製糖所 汚泥焼却炉
試料の種類 排出ガス
計量を実施した期間 試料搬入日: 2022年12月19日 ,分析終了日: 2023年1月23日
試料採取者 貴社 ()
分析者 弊社 (後藤 聡史)

計量結果および計量方法

計量の対象		単位	計量の結果
			汚泥焼却炉排ガス
ダイオキシン類濃度	実測濃度	ng/m ³	0.021
	換算濃度	ng/m ³	0.10
	毒性当量	ng-TEQ/m ³	0.000020

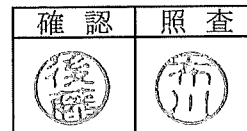
(計量の方法)
・JIS K 0311(2020) 排ガス中のダイオキシン類の測定方法

(備考)
・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成11年12月27日総理府令第67号・令和2年3月30日環境省令第9号改正)
・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
・ダイオキシン類はテトラからオクタクロロジベンゾ-p-ジオキシン、テトラからオクタクロロジベンゾフラン及びDL-PCBsを表す。
・m³は標準状態(0°C、101.32kPa)における体積を表す。
・換算濃度は酸素12%換算濃度を表す。
・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三に掲げる係数を適用した。
・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。
・試料名・採取日・排ガス量及び酸素濃度値は、ご依頼者からの情報提供による。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明に係らない事項

換算濃度及び毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります



分析結果

No. 22DMT00682-000 2/2

北海道糖業株式会社 本別製糖所
採取日: 2022年12月13日

	試料名 試料量	汚泥焼却炉排ガス						
		4.3275 m ³ (0°C,101.32kPa)						
		試料の種類:排出ガス	実測濃度	換算濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性当量(TEQ) N.D.=0
		単位	ng/m ³	ng/m ³	ng/m ³	ng/m ³	TEF	ng-TEQ/m ³
PCDDs	2,3,7,8-TeCDD	N.D.	0	0.005	0.002	×1	0	
	1,2,3,7,8-PeCDD	N.D.	0	0.006	0.002	×1	0	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	N.D.	0	0.007	0.002	×0.1	0	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	N.D.	0	0.007	0.002	×0.1	0	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	N.D.	0	0.006	0.002	×0.1	0	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	N.D.	0	0.011	0.003	×0.01	0	
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	0.014	0.068	0.011	0.003	×0.0003	0.0000204	
PCDFs	2,3,7,8-TeCDF	N.D.	0	0.004	0.001	×0.1	0	
	1,2,3,7,8-PeCDF	N.D.	0	0.009	0.003	×0.03	0	
	2,3,4,7,8-PeCDF	N.D.	0	0.009	0.003	×0.3	0	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	N.D.	0	0.006	0.002	×0.1	0	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	N.D.	0	0.007	0.002	×0.1	0	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	0	0.010	0.003	×0.1	0	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	N.D.	0	0.009	0.003	×0.1	0	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	N.D.	0	0.008	0.002	×0.01	0	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	N.D.	0	0.012	0.004	×0.01	0	
1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	N.D.	0	0.013	0.004	×0.0003	0		
PCDDs	TeCDDs	N.D.	0	0.005	0.002	—	—	
	PeCDDs	N.D.	0	0.006	0.002	—	—	
	HxCDDs	N.D.	0	0.007	0.002	—	—	
	HpCDDs	N.D.	0	0.011	0.003	—	—	
	OCDD	0.014	0.068	0.011	0.003	—	—	
	Total PCDDs	0.014	0.068	—	—	—	0.0000204	
PCDFs	TeCDFs	N.D.	0	0.004	0.001	—	—	
	PeCDFs	N.D.	0	0.009	0.003	—	—	
	HxCDFs	N.D.	0	0.009	0.003	—	—	
	HpCDFs	N.D.	0	0.012	0.004	—	—	
	OCDF	N.D.	0	0.013	0.004	—	—	
	Total PCDFs	N.D.	0	—	—	—	0	
Total (PCDDs+PCDFs)		0.014	0.068	—	—	—	0.000020	
DL-PCBs	3,4,4',5'-TeCB (#81)	N.D.	0	0.005	0.002	×0.0003	0	
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	N.D.	0	0.007	0.002	×0.0001	0	
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	N.D.	0	0.010	0.003	×0.1	0	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	N.D.	0	0.008	0.002	×0.03	0	
	Total ノンオルト体	N.D.	0	—	—	—	0	
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	N.D.	0	0.006	0.002	×0.00003	0	
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	(0.007)	(0.04)	0.008	0.003	×0.00003	0	
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	N.D.	0	0.010	0.003	×0.00003	0	
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	N.D.	0	0.005	0.002	×0.00003	0	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	N.D.	0	0.008	0.002	×0.00003	0	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	N.D.	0	0.009	0.003	×0.00003	0	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	N.D.	0	0.006	0.002	×0.00003	0	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	0	0.008	0.003	×0.00003	0	
	Total モノオルト体	(0.007)	(0.04)	—	—	—	0	
Total DL-PCBs	(0.007)	(0.04)	—	—	—	0		
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		0.021	0.10	—	—	—	0.000020	

[注1] 換算濃度:ダイオキシン類及びDL-PCBs濃度(ng/m³ at O₂=12%)

$$C = (21-12)/(21-O_2) \times C_s \quad O_2 = 19.2\%$$

[注2] 実測濃度が検出下限未満の場合は“N.D.”と表示した。

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示す。

[注3] 毒性当量(TEQ)は、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

[注4] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる値を適用した。

計量証明書

令和 4 年 12 月 21 日
整理番号 T202212028

北海道糖業（株）本別製糖所 様

計量証明事業登録 第628号
株式会社 北炭ゼネラルサービス

苫小牧環境センター

〒059-1366 苫小牧市あけぼの町1丁目3番3号
TEL. 0144-55-1171 FAX. 0144-55-1173
本社 〒003-0809 札幌市白石区菊水9条3丁目3番6号
環境計量士 宮本 将義
第4559号

施設名	余剰汚泥焼却炉
施設の所在地	中川郡本別町勇足52番地
測定年月日	令和 4 年 12 月 13 日
測定者氏名	大柄 俊貴・村中 拓哉

貴依頼による濃度に係る計量の結果を次の通り証明いたします。

計量の対象	単位	計量の結果	下限値	計量の方法
ダスト濃度	g/m ³	0.041	0.005	JIS Z 8808.10
硫黄酸化物濃度	volppm	7	1	JIS K 0103.7.1
窒素酸化物濃度	volppm	44	4	JIS K 0104.7.3
塩化水素濃度	mg/m ³	4	1	JIS K 0107.7.1
ガス状水銀濃度	μg/m ³	0.19	0.10	平成28年環境省告示第94号
粒子状水銀濃度	μg/m ³	0.0061	0.0010	平成28年環境省告示第94号
全水銀濃度	μg/m ³	0.20	0.10	平成28年環境省告示第94号
以下余白				

備考 数値丸めにより算出途中の各項目値を用いた計算結果と計量結果が一致しない場合がある
m³は、標準状態(0°C、101.32kPa)での体積を表す。

基準値・管理値等との比較

令和 4 年 12 月 21 日
 整理番号 T202212028

北海道糖業（株）本別製糖所 様

施設名	余剰汚泥焼却炉
施設の所在地	中川郡本別町勇足52番地
測定年月日	令和 4 年 12 月 13 日

測定項目	単位	測定結果	基準値
ダスト濃度（換算値）	g/m ³	0.23	0.25
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.11	9.755
窒素酸化物濃度（換算値）	volppm	240	250
塩化水素濃度（換算値）	mg/m ³	24	700
全水銀濃度（換算値）	μg/m ³	1.1	50
以下余白			

備考
 基準値とは大気汚染防止法（以下、法という）施行規則（昭46.6.22）による排出基準である
 ただし、基準値欄において◎や※等の印の付いた数値は、当該煤煙発生施設における
 自主管理値や協定値などの自主的な基準値を示す。
 法施行規則 第3条：硫黄酸化物、第4条/別表第2：ばい塵濃度
 法施行規則 第5条/別表第3：有害物質・第3の2：窒素酸化物、第5条の2/別表第3の3：水銀
 m³は、標準状態（0℃、101.32kPa）での体積を表す。
 数値丸めにより算出途中の各項目値を用いた計算結果と結果が一致しない場合がある。
 ※基準値の選定や計算に用いる施設情報は御提供頂いた内容を使用しております。